

『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会規約

(総則)

第1条 本規約は、『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会（以下「協議会」という）の設立に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画の「河川環境の整備と保全に関する目標」に基づき、多様な汽水環境の保全・創出と、観光スポットである松江堀川の魅力アップを図る。

- ① 松江堀川の生態系の把握
- ② 水環境の保全のための啓発
- ③ 官民協働での水環境保全
- ④ 地域住民、観光者の視点を取り入れた多様な水辺環境の創出

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙の名簿に掲げるアドバイザー（有識者）、会員をもって構成する。

(補則)

第4条 必要に応じ、「島根県河川整備計画検討委員会」へ報告、または意見を聞く。
2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。
2 事務局には、必要な支援員を置くことができる。

(附則)

本規約は、平成27年7月16日より適用する。
本規約は、平成28年7月25日より適用する。
本規約は、平成28年9月30日より適用する。
本規約は、平成28年12月15日より適用する。
本規約は、平成30年5月11日より適用する。
本規約は、令和元年5月8日より適用する。
本規約は、令和6年7月1日より適用する。

【『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会 構成員名簿】

別紙

[アドバイザー]

分野	所属・役職名
水環境 魚類・底生生物	宍道湖漁業協同組合 参事
環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園松江管理官事務所 国立公園管理官	

[会員]

公益財団法人・民間等

団体名（公財）
ホシザキグリーン財団
松江市観光振興公社 堀川遊覧船管理事務所
島根県環境保健公社

団体名（民間）
宍道湖魚類研究会
認定NPO法人 自然再生センター

行政

所属		
国土交通省	中国地方整備局 出雲河川事務所	
松江市	都市整備部河川課	
	観光部観光施設課	
	環境エネルギー部環境エネルギー課	
	文化スポーツ部文化財課	
	産業経済部水産振興課	
島根県	環境生活部	自然環境課
		環境政策課
	農林水産部沿岸漁業振興課	
	商工労働部観光振興課	
	教育庁教育指導課	
	松江県土整備事務所	土木工務第二部土木工務第三課
	維持管理部管理課	

[事務局]

所属
島根県土木部河川課